

閲覧用

楽天ブロードバンド WiMAX サービス利用規約

2019年7月1日

楽天モバイル株式会社

目次

第1章 総則	3
第1条 規約の適用	3
第2条 規約の変更	3
第3条 規約の揭示	3
第4条 用語の定義	3
第2章 会員契約	4
第5条 会員契約の単位	4
第6条 会員契約申込みの方法	4
第7条 会員契約申込みの承諾	4
第8条 契約者回線の追加	5
第9条 楽天BB WiMAX契約者の氏名等の変更の届出	5
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	5
第11条 楽天BB WiMAX契約者の地位の承継	5
第12条 楽天BB WiMAX契約者が行う会員契約の解除	5
第13条 当社が行う会員契約の解除	5
第14条 会員契約の終了	6
第3章 料金契約	6
第15条 料金契約の単位	6
第16条 料金契約申込みの方法	6
第17条 料金契約申込みの承諾	6
第18条 楽天BB WiMAXの利用の一時中断	6
第19条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第20条 楽天BB WiMAX契約者が行う料金契約の解除	6
第21条 当社が行う料金契約の解除	6
第22条 料金契約の終了	7
第4章 WiMAX機器の利用	7
第23条 WiMAX機器登録の請求	7
第24条 WiMAX機器登録の廃止	7
第25条 WiMAX機器の認証情報の書込み	7
第26条 WiMAX機器に異常がある場合等の検査	7
第27条 WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	7
第28条 WiMAX機器の電波法に基づく検査	8
第5章 利用中止及び利用停止	8
第29条 利用中止	8
第30条 利用停止	8
第6章 通信	9
第31条 インターネット接続サービスの利用	9
第32条 通信の条件	9
第33条 通信利用の制限	9
第34条 当社または契約約款等による制約	9
第7章 料金等	10
第1節 料金等	10
第35条 料金	10
第2節 料金等の支払義務	10
第36条 月額費用の支払義務	10
第37条 契約解除手数料の支払義務	10
第38条 初期費用の支払義務	10
第3節 料金等の計算及び支払い	11
第39条 料金の計算方法等	11

第40条	料金等の支払い	11
第41条	料金の一括後払い	11
第42条	消費税相当額の加算	11
第43条	期限の利益喪失	11
第4節	割増金及び延滞利息	12
第44条	割増金	12
第45条	延滞利息	12
第5節	端数処理	12
第46条	端数処理	12
第8章	保守	12
第47条	当社の維持責任	12
第48条	楽天BB WiMAX契約者の維持責任	12
第49条	楽天BB WiMAX契約者の切分責任	12
第50条	修理又は復旧	12
第9章	損害賠償	12
第51条	責任の制限	12
第52条	免責	13
第10章	雑則	13
第53条	承諾の限界	13
第54条	利用に係る楽天BB WiMAX契約者の義務	13
第55条	楽天BB WiMAX契約者に係る情報の取り扱い	14
第56条	検査等のためのWiMAX機器の持込み	14
第57条	楽天BB WiMAX上の権利	14
第58条	合意管轄裁判所	14
第59条	準拠法	14
第60条	会社名等の取扱い	15
第61条	反社会的勢力の排除	15
別記		15
附則		16

第1章 総則

(規約の適用)

- 第1条 当社は、この楽天ブロードバンドWiMAX利用規約（以下「この規約」といいます。）により楽天ブロードバンドWiMAX利用規約（以下「楽天BB WiMAX」といいます。）を提供します。
- 2 楽天BB WiMAXの取り扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

(規約の変更)

- 第2条 当社は、この規約を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の規約によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(規約の掲示)

- 第3条 当社は、この規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

- 第4条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付随設備
5 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 WiMAX機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、楽天BB WiMAXに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるもの
8 WiMAX機器情報	WiMAX機器ごとに定められている固有の番号
9 無線基地局設備	WiMAX機器との間で電波を送り、又は受けるためのUQコミュニケーションズ株式会社（以下、「UQ」といいます。）の電気通信設備信回線設備

10 当社提携先	ダイワボウ情報システム株式会社とします
11 楽天BB WiMAX	UQ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と楽天BB WiMAX契約者が指定するWiMAX機器(その無線局の免許人が当社であるものに限り、)との間に電気通信回線を設定して提供するもの
12 会員契約	この規約に基づき当社から楽天BB WiMAXの提供を受ける資格を得るための契約
13 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約であって、1の契約者回線ごとに申込みを行うことにより成立するもの
14 楽天BB WiMAX契約者	当社と会員契約を締結している者
15 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)第3条で定める種類の端末設備の機器
16 契約者回線	無線基地局設備と楽天BB WiMAX契約者が指定するWiMAX機器との間に設定される電気通信回線
17 認証情報	楽天BB WiMAXの提供に際して楽天BB WiMAX契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの
18 料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
19 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 会員契約

(会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、楽天BB WiMAX契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその楽天ブロードバンドWiMAX通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあった楽天BB WiMAXを提供するために必要な装置の設置、および保守を行うことが技術上著しく困難なとき。

- (2) 会員契約の申込みをした者が当社サービスに係る料金その他の債務（この規約に規定する料金若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
- (4) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
- (5) 会員契約の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、楽天BB WiMAXの利用を停止されたことがある又は楽天BB WiMAXに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 第54条（利用に係る楽天BB WiMAX契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 会員契約の申込みをした者が、第61条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき
- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（契約者回線の追加）

第8条 楽天BB WiMAX契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

（楽天BB WiMAX契約者の氏名等の変更の届出）

第9条 楽天BB WiMAX契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに当社に当社所定の方法により届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 楽天BB WiMAX契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその楽天BB WiMAX契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその楽天BB WiMAX契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 4 楽天BB WiMAX契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この規約の規定により楽天BB WiMAX契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

（会員契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第10条 楽天BB WiMAX契約者が会員契約に基づいて楽天BB WiMAXの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（楽天BB WiMAX契約者の地位の承継）

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により楽天BB WiMAX契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 楽天BB WiMAX契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条（楽天BB WiMAX契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（楽天BB WiMAX契約者が行う会員契約の解除）

第12条 楽天BB WiMAX契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。

(当社が行う会員契約の解除)

第13条 当社は、第30条(利用停止)の規定により楽天BB WiMAXの利用を停止された楽天BB WiMAX契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、楽天BB WiMAX契約者が第30条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、楽天BB WiMAXの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、楽天BB WiMAX契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ楽天BB WiMAX契約者にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第3章 料金契約

(料金契約の単位)

第15条 当社は、1の契約者回線ごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

- 2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約(以下「所属会員契約」といいます。)を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

(料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条(会員契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(楽天BB WiMAXの利用の一時中断)

第18条 当社は、楽天BB WiMAX契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る楽天BB WiMAXの利用の一時中断(その請求のあった契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第19条 楽天BB WiMAX契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(楽天BB WiMAX契約者が行う料金契約の解除)

第20条 楽天BB WiMAX契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第21条 当社は、第30条(利用停止)の規定により楽天BB WiMAXの利用を停止された楽天BB

WiMAX契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、楽天BB WiMAX契約者が第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、楽天BB WiMAXの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、楽天BB WiMAX契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ楽天BB WiMAX契約者にそのことを通知します。

（料金契約の終了）

第22条 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

第4章 WiMAX機器の利用

（WiMAX機器登録の請求）

第23条 楽天BB WiMAX契約者は、その契約者回線にWiMAX機器（UQに付与された無線局の免許により運用することができるもの及び楽天BB WiMAXの契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、そのWiMAX機器情報の登録（以下「WiMAX機器登録」といいます。）の請求をしていただきます。

- 2 当社は、次のWiMAX機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。
 - （1）その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないもの。
 - （2）その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するもの。
 - （3）その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。
- 3 前項の規定によるほか、楽天BB WiMAX契約者は、そのWiMAX機器情報が既に登録されているものであるとき（そのWiMAX機器登録を第三者が行っているときを含みます。）は、そのWiMAX機器登録を行うことができません。

（WiMAX機器登録の廃止）

第24条 当社は、楽天BB WiMAX契約者から請求があった場合のほか、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

- （1）会員契約の解除があったとき。
- （2）料金契約の解除があったとき。
- （3）その他当社が必要と判断したとき。

（WiMAX機器の認証情報の書込み）

第25条 当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合において、そのWiMAX機器に無線基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、そのWiMAX機器に無線基地局設備からの電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されていない場合、若しくはそのWiMAX機器が無線基地局設備からの電波を受けられない区域に在圏している場合、その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、その認証情報の書込みは行いません。

（WiMAX機器に異常がある場合等の検査）

第26条 当社は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、楽天BB WiMAX契約者に、そのWiMAX機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、楽天BB WiMAX契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32

条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社又は当社提携先の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 当社又は当社提携先は、第1項の検査を行った結果、WiMAX機器が技術基準等に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第27条 楽天BB WiMAX契約者は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は当社提携先が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、そのWiMAX機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、楽天BB WiMAX契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(WiMAX機器の電波法に基づく検査)

第28条 前条に規定する検査のほか、WiMAX機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとしします。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、楽天BB WiMAXの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第33条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により楽天BB WiMAXの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその楽天BB WiMAX契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 本サービスの利用を開始した契約者が第61条に該当する反社会的勢力であることを当社が認知した場合は、第30条（利用停止）の手続きを経ずに、本サービスの利用を中止し、本契約を解除します。この場合、第13条（当社が行う会員契約の解除）第4項に定める通知は、利用中止後に送付するものとしします。

(利用停止)

第30条 当社は、楽天BB WiMAX契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（当社サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が楽天BB WiMAX契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社に提出していただくまでの間）、その楽天BB WiMAXの利用を停止することがあります。

- (1) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとしします。）。
- (2) 楽天BB WiMAXに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第9条（楽天BB WiMAX契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 楽天BB WiMAX契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社サービスに係る料金その他の債務又は楽天BB WiMAX契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その利用規約等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 楽天BB WiMAX契約者がその楽天BB WiMAX又は当社と契約を締結している他の楽天BB WiMAXの利用において第54条（利用に係る楽天BB WiMAX契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

- (6) 第26条（WiMAX機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (7) 第27条（WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第28条（WiMAX機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- (8) 前各号のほか、この規約の規定に反する行為であって、楽天BB WiMAXに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により楽天BB WiMAXの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその楽天BB WiMAX契約者に通知します。

ただし、前項第5号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

（インターネット接続サービスの利用）

第31条 楽天BB WiMAX契約者は、インターネット接続サービス（楽天BB WiMAXに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

（通信の条件）

第32条 当社は、楽天BB WiMAXを利用できる区域について、当社の指定する当社提携先ホームページに掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 楽天BB WiMAXに係る通信は、当社又は当社提携先が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

3 楽天BB WiMAXに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

4 楽天BB WiMAX契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWiMAX機器による通信を行うことはできません。

5 当社は、1のWiMAX機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符合を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

6 電波状況等により、楽天BB WiMAXを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

7 当社又は当社提携先は、技術上やむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設を行う場合があります。この場合において、第1項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

（通信利用の制限）

第33条 当社又は当社提携先は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社ならびに当社提携先がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき、通信が相手先に着信しないことがあります。

(当社または契約約款等による制約)

第34条 楽天BB WiMAX契約者は、当社又は当社提携先の電気通信サービスに関する契約約款等の規定の変更により、楽天BB WiMAXに係わる当社又は当社提携先の電気通信回線を使用し、または楽天BB WiMAXと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、楽天BB WiMAXに係わる通信を行うことはできません。

第7章 料金等

第1節 料金

(料金等)

第35条 楽天BB WiMAXの料金は、楽天ブロードバンドWiMAX 料金表（以下「料金表」といいます。）に定める初期費用、月額費用、契約解除手数料及び手続きに関する費用とします。

- 2 当社は、前項に係る料金等を楽天ブロードバンド料金表

(<http://broadband.rakuten.co.jp/support/policy.html>) に定めます。

第2節 料金等の支払い義務

(月額費用の支払義務)

第36条 楽天BB WiMAX契約者は、その料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して料金契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表に規定する月額費用の支払いを要します。尚、提供開始日が料金月の初日でない場合又は解除があった日が料金月の末日でない場合であっても、利用開始月と利用最終月は全額課金による支払いを要し、日割りの計算は行いません。

ただし、この規約又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により 楽天BB WiMAXを利用することができない状態が生じたときの月額費用の支払いは、次によります。
- (1) 楽天BB WiMAX契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の月額費用の支払いを要します。
 - (2) 楽天BB WiMAX契約者は、利用停止があったときは、その期間中の月額費用の支払いを要します。
 - (3) 前項の期間において、当社提携先の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止、その他楽天BB WiMAX契約者に帰する理由により、楽天BB WiMAXを行うことができなくなったときは、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が定める月額費用の扱いについて、別途サービス品質に係わる定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(契約解除手数料の支払義務)

第37条 楽天BB WiMAX契約者は、料金契約の解除があったとき費用の支払いを要することがあ

ります。
2 契約解除手数料については、料金表に定めます。

(初期費用の支払義務)

第38条 楽天BB WiMAX契約者は、楽天BB WiMAXに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する初期費用に関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第39条 当社は、楽天BB WiMAX契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額費用は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することあります。
- 3 料金の計算は、料金表に定める税別額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

(料金等の支払い)

第40条 楽天BB WiMAX契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ料金表に定める支払方法のいずれかを指定していただきます。

- 2 楽天BB WiMAX契約は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
- 3 前項の場合における料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、請求書を発行します。この場合において、楽天BB WiMAX契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その請求書を使用して料金等を支払っていただきます。
 - (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
 - (2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足により2回連続で完了しなかったとき。
 - (3) クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。
- 5 前項の場合において、当社は、同項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も請求書の発行を継続するものとし、楽天BB WiMAX契約者は、その請求書を使用して料金等を支払っていただきます。ただし、同項第2号に該当した場合であって、その請求書により支払いが行われたときは、この限りではありません。

(料金の一括後払い)

第41条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、楽天BB WiMAX契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第42条 この規約により支払いを要する額は、料金表に定める税別額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(期限の利益喪失)

第43条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、楽天BB WiMAX契約者は、この規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 楽天BB WiMAX契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) 楽天BB WiMAX契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) 楽天BB WiMAX契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 楽天BB WiMAX契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- (5) 楽天BB WiMAX契約者の所在が不明であるとき。
- (6) 楽天BB WiMAX契約者が預託金を預け入れないとき。
- (7) その他楽天BB WiMAX契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 楽天BB WiMAX契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに当社に通知していただきます。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第44条 楽天BB WiMAX契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 楽天BB WiMAX契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 端数処理

(端数処理)

第46条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この規約に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第8章 保守

(当社の維持責任)

第47条 当社は、当社及び当社提携先の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

(楽天BB WiMAX契約者の維持責任)

第48条 楽天BB WiMAX契約者は、WiMAX機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、楽天BB WiMAX契約者は、WiMAX機器を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(楽天BB WiMAX契約者の切分責任)

第49条 楽天BB WiMAX契約者は、WiMAX機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、そのWiMAX機

器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の調査で当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、楽天BB WiMAX契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が楽天BB WiMAX契約者に関わる電気通信設備にあったときは、楽天BB WiMAX契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、上記費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第50条 当社は、当社及び当社提携先の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

- 第51条 当社は、楽天BB WiMAXを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その楽天BB WiMAX契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表に定める月額費用相当額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、楽天BB WiMAXを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第52条 当社は、当社提携先が楽天BB WiMAXに係わる設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事を行うにあたって、楽天BB WiMAX契約者に関する土地、建物、その他の工作別等に損害を与えた場合に、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
- 3 当社は、楽天BB WiMAXに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、楽天BB WiMAX契約者が使用若しくは所有しているWiMAX機器(そのWiMAX機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第53条 当社は、楽天BB WiMAX契約者からの請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る楽天BB WiMAX契約者の義務)

第54条 楽天BB WiMAX契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) WiMAX機器を、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はWiMAX機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社がWiMAX機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で楽天BB WiMAXを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 位置情報（WiMAX機器その他の端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (6) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が楽天BB WiMAXに基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (7) 当社が楽天BB WiMAXに基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意を持って保管すること。
 - (8) ユーザーID又はパスワードの盗用、その他の不正利用により生じた問題は、契約者の責任により解決するものとします。
- 2 楽天BB WiMAX契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（楽天BB WiMAX契約者に係る情報の取り扱い）

第55条 当社は楽天BB WiMAX契約者に係る情報（以下、「契約者情報」といいます。）を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針

（<http://broadband.rakuten.co.jp/support/policy.html>）」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は契約者情報を、前項で定めた利用目的の範囲内で取り扱います。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で契約者情報の取扱いを委託先（当社が別に定めるものとします）に委託することができるものとします。
- 4 当社は前項の場合を除き、契約者情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（オンライン画面上、書面上にそれらを明示し、楽天BB WiMAX契約者が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含む）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
ただし、以下の場合、当社判断により各号に必要な範囲内で契約者情報を開示・提供することがあり、楽天BB WiMAX契約者はこれを了承するものとします。
 - (1) 刑事訴訟法第218条その他、同法の定めに基づく強制処分が行なわれた場合
 - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）の第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件を満たす請求があった場合
 - (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合
- 5 前項にかかわらず、楽天BB WiMAX契約者のインターネットサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要な場合には、当該業務に必要な範囲内でクレジットカード会社等の金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に契約者情報を開示、提供することがあります。

（検査等のためのWiMAX機器の持込み）

第56条 楽天BB WiMAX契約者は、次の場合には、そのWiMAX機器を、当社又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第23条（WiMAX機器登録の請求）から第28条（WiMAX機器の電波法に基づく検査）の規定に基づくWiMAX機器の検査を受けるとき。
- (2) その他当社が必要と認めるとき。

（楽天BB WiMAX上の権利）

第57条 当社が楽天BB WiMAX契約者に提供するサービスにおいて、当社が産業財産権を有するノウハウ、システムその他に存する一切の権利は当社に帰属するものであり、楽天BB WiMAX契約者はこれを侵害しないものとします。また、楽天BB WiMAX契約者は会員契約申込に

において当社の有する商標、ライセンス等なんらの使用权も取得するものではなく、これを当社の事前の許可なくして利用することはできないものとします。

(合意管轄裁判所)

第58条 この規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第59条 この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(会社名等の取扱い)

第60条 当社は、楽天BB WiMAX契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限ります。）および当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
- (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

(反社会的勢力の排除)

第61条 楽天BB WiMAX契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、楽天BB WiMAX契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、楽天BB WiMAX契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

別記

1 WiMAX機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第131号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

附則

(実施時期)

この約款は、2012年3月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この約款は、2014年3月26日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施日より前から継続して提供しているものであって、2014年4月30日までの間に料金月の末日が到来する電気通信サービスの料金については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年5月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の前に、本規約に定めるサービスの締結をした者については、第60条(会社名等の取扱い)については、適用しないものとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 本改正規定実施の日より、本規約は、楽天コミュニケーションズ株式会社から事業承継を受けた楽天モバイル株式会社が提供するものとします。